

広域連合規則第 2 号

愛知県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成30年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。